

＜広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラムによる支援の概要＞

1. 次世代フェローへの支援

次世代フェローには、以下の(1)～(4)の内容で支援が行われます。

- (1) 生活費相当の研究専念支援金として、入学から最大 3 年間(4 年制課程の場合は 4 年間)(※)、月額 19 万円を原則として 5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月に 2 か月分を支給します。支給日の詳細は採択決定後にお知らせします。

なお、「HU SPRING」が実施する取組において、優秀な成果・成績を挙げた場合は、HU-SPRING Award として、12 万円を 3 月に追加支給します。

※標準修業年限を超えて在籍する場合は、支援が打ち切られます。なお、出産・育児・傷病・留学等によって休学した場合等で支援の中断・延長が必要となった場合は、事情を確認して個別に判断します。

- (2) 研究専念支援金は、雑所得として課税対象となり、次世代フェロー自らが所得税に関する確定申告を行うことが必要です。

また、現在、扶養義務者(親等)の被扶養者となっている場合、研究専念支援金の受給によって扶養対象から外れる可能性があります。研究専念支援金が税法上雑所得として扱われることを扶養義務者(親等)に伝えるとともに、健康保険や扶養の扱いについては扶養義務者(親等)の職場等の担当者に問い合わせてください。

- (3) 研究費として、次世代フェローの決定年度以降、入学から 3 年(4 年制課程の場合は 4 年)を上限として、年額 40 万円以内を配分します。なお、支援期間が 6 か月以下である年度の研究費の額は、20 万円を上限とします。
- (4) 留学生については、支援を開始する月の初日に本学のキャンパスに通学できない場合は、本学のキャンパスに通学できるようになった日の翌月(当該日が月の初日の場合は同月)から支援を開始します。また、支援開始後、学業や研究によらない私用での一時帰国により日本国内に完全に不在となる月の研究専念支援金は支給されません。

2. 次世代フェローの義務

次世代フェローは、支援を受けるにあたって、以下の(1)～(7)の義務を履行するものとします。

- (1) 毎年度 1 年間の研究計画を策定し、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- (2) 大学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること。
- (3) 研究活動の状況を定期的に大学に報告すること。
- (4) 各種調査に協力すること。特に本学修了後 10 年間のキャリアに関する追跡調査に必ず協力すること。
- (5) 「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」に基づき、必要な研究倫理教育を確実に受講すること。
- (6) 次世代フェローのキャリア開発等のために「HU SPRING」が実施する取組や HIRAKU-PF で案内する活動等に参画すること。特に「HU SPRING "3QUESTIONS" ～未来への 3 つの問い～」や「博士人材と企業の交流会」は必ず参加し、「未来博士 3 分間コンペティション」にも積極的に参加すること。
- (7) ジョブ型研究インターンシップのアカウント登録を必ず行うこと。

3. 次世代フェローの取消

次世代フェローが以下の(1)～(8)のいずれかに該当した場合は、次世代フェローの採択を取り消し、研究専念支援金の支給および研究費の配分を中止します。

- (1) その年の 1 月から 12 月までの間に一定の収入(年 240 万円以上)がある場合。その収入は、給与・役員報酬等の安定的な収入を指し、有給のインターンシップ、RA・TA、アルバイト等による収入は含みません。

- (2) 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの奨学金等の支援を受ける留学生となった場合。
- (3) 研究計画の遂行状況または次世代フェローとしての義務の履行状況が不十分と認められる場合。
- (4) 本人から辞退の申し出があった場合。
- (5) 休学した場合。ただし、出産・育児・疾病・留学等の場合は、支給を一時中断して復帰後に再開するなど、状況に応じ個別に判断します。
- (6) 退学した又は除籍となった場合。
- (7) 応募書類で重大な虚偽記載があった場合や、応募資格を満たしていないことが判明した場合。(この場合は、支給した研究専念支援金および研究費の全額返還を求めます)
- (8) その他大学が取り消すべき事由があると判断した場合。

4. 研究専念支援金・研究費の返還

早期修了や支援の取消等により支援期間が短縮される場合、支援終了時点で研究専念支援金の支給を停止し、超過して支給している場合には、超過額を返還していただきます。また、原則、研究費についても、支援期間を短縮した月数に応じて按分した金額を返還していただきます。

5. その他

- (1) 研究活動に支障がない範囲で、TA、RA 等で給与を受給することや、アルバイトを行うことは可能です。
- (2) 次世代フェローに採択された方は、本学のホームページでその氏名を公表します。
- (3) 応募書類に記載されている個人情報、ならびに必要なに応じ所属研究科より提供のあった個人情報は、各種選考および受入れ準備、教育・研究指導等の目的においてのみ利用します。